

高円寺北一丁目町会規約

(名称)

第1条 本会は杉並区高円寺北一丁目町会と称する。

(本部)

第2条 本会は本部を高円寺北一丁目町会長宅に置く。

(会員)

第3条 本会は杉並区高円寺北一丁目に住居する個人、法人、団体に於いて構成し、構成単位は世帯単位とする。

(加入)

第4条 会員になるには会長に届けることとする。

本会は正当な理由がない限り加入を拒んではならない。

本会は新たに高円寺北一丁目に入居した個人又は団体・企業及び未加入の者に本会の趣旨を説明し、加入の説明を行うものとする。

(脱会)

第5条 本会を脱会するときは会長に届けることとする。

(目的)

第6条 本会は行政（都・区）、その他公的機関の中継をするとともに、高円寺北一丁目の住民がよりよい環境の下で生活を送れるよう、良好な地域社会の維持及び地域的な活動を行うことを目的とする。

(事業)

第7条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡に関する事
- (2) 会員相互の親睦、研修などに関する事
- (3) 会員が安全・安心に生活できるよう防犯・防災に関する事
- (4) 会員の福祉厚生に関する事
- (5) 環境整備に関する事
- (6) その他の目的を達成するために必要な事

(会費)

第8条 本会は前条の目的を達成するために、会員は総会において定める会費を納入しなければならない。なお、会費の他に特別の費用を必要とするときは、役員会を経て臨時徴収することができる。脱会した会員がすでに納入した会費、その他抛出金品は返還しない。

(除名)

第9条 本会は会員が次の何れかに該当するときは、総会を経て会長がこれを除名することができる。

- (1) 会員としての規則に違反したとき
- (2) 会員の名誉を著しく傷つけ、目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべきせいとうな理由があったとき

(役員)

第10条 第7条の事業遂行のため、会員の推挙により役員を選任する。
役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第11条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 会計 | 2名 |
| (4) 監事 | 2名 |
| (5) 役員 | 若干名 |

役員会の決議により名誉会長、顧問を設置することができる。

(役員選任)

第12条 会長、副会長、会計、監事の選出は役員推挙によって選任する。
監事は他の役員と兼ねることはできない。

(役員任期)

第13条 前条の役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、最大3期までとする。
役員に欠員が生じたときは、補充することができる。
ただし、補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第14条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括運営する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は本会の会計事務を処理する。
- (4) 監事は本会の会計及び業務を監査する。
- (5) 役員は第7条の職務遂行に活動する。
- (6) 名誉会長、顧問は会長の諮問に応じて意見を述べるができる。

(組長)

第15条 第7条の業務遂行のため、隣近所の会員のまとめ役として組長を置く。
組長は持ち回りとし、各年度初めに新しい組長に書面を持って引き継ぐ。

(会議及び決議事項)

- 第16条 (1) 本会の会議は総会及び役員会とし、会長が招集する。
- (2) 総会の議長は、総会の出席者の中から選任し、役員会の議長は、会長がこれに当たる。
- (3) 総会は通常総会（毎年1回）と臨時総会とし、役員会は毎月1回定例会議を開く。臨時総会は役員会が必要と認めたとき又は会員の5分の2以上、もしくは監事から総会の目的事項を示して請求があったときとする。
臨時役員会は会長が必要と認めたとき又は役員2分の1以上から役員会の目的事項を示して請求があったときとする。
- (4) 総会の決議は、出席会員の過半数を持って決議する。
役員会の決議は、役員2分の1以上を持って決議する。
会議に出席できない会員及び役員は、書面にて表決することができる。
- (5) 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。
- (6) 本会の事業報告及び収支決算は事業年度終了後2カ月以内に監事の監査を経て総会の承認を得ることとする。
- (7) 本会の事業計画及び収支予算は総会の承認を得ることとする。

(資産)

- 第17条 (1) 本会は会費・寄付金・助成金その他の収入をもって運営し、会長が管理しその方法は役員会により決定する
- (2) 本会の経費は、資産を持って支弁する

(事業年度)

- 第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(規約改定)

- 第19条 本会は役員会において本会の規約改定の必要がある場合には、細則を制定し総会の過半数の同意を得て改正することができる。